

平成28年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成28年6月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
委員出席状況	1	村田 憲一郎	欠席	10	小林 輝男	出席
	2	加藤 和子	出席	11	中野 治雄	出席
	3	森谷 進	欠席	12	金子 良雄	出席
	4	横手 澄男	出席	13	島村 実	出席
	5	関根 一	出席	14	横手 稔	欠席
	6	嶋村 征夫	出席	15	村田 肇	欠席
	7	嶋河 のり子	出席	16	長谷川 太一	出席
	8	天野 勇	出席	17	梅澤 三子	出席
	9	島村 芳孝	出席			

議事関係出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主任 横手 康雄 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事日程	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第21号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

会 議 状 況

議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、16番、17番にお願いいたします。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。</p>
事務局 議 長 5番	<p>事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、5番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>6月23日に現地確認を行いました。申請地は県道飯能寄居線を南平沢方面に向かい、板仏の信号を左折し200mほど進み、一部開通の飯能寄居バイパスを右折し、500m進み右折した左手にあります。現況は、50cmほどの雑草が生えていました。</p>
議 長 10番	<p>10番、申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は定年を機会に農業に専念するため、今回の申請に至ったとのことです。年間200日程度、農業をされている農家であります。妻と二人で野菜を栽培しており、将来、JAの直売所に出荷することを考えているとのことです。農業用の機械は20馬力のトラクターが5台、耕運機1台を所有しています。</p>
議 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
議 長 事務局 議 長 7番	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、7番、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>6月23日に現地確認を行いました。申請地は狭山市と日高市の境界にパチンコ店があり、その北側の道を500mほど、東に入ったところに位置します。</p> <p>現況は耕運されている状態でありました。申請者は、さといも、うどを栽培しており、農協に出荷しているとのことです。</p>
議 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>

委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
議長	<p>日程第3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。1番2番は関連がございますので一括審議でよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>はい</p> <p>それでは事務局より1番2番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長	<p>〈議案朗読〉</p>
事務局 議長	<p>事務局より申請地および申請人の状況について説明をお願いします。</p>
議長 10番 事務局	<p>申請人は専業主婦であります。申請地は巾着田の入り口付近にあるバス専用駐車場の南側の道を進み、牧場の手前に位置します。現況は休耕地であり自己保全をしている状態です。申請地が巾着田内に位置していることから、9月の曼珠沙華開花時期に周辺の道路が渋滞してしまうため、臨時駐車場を開設し、渋滞の緩和をするため計画したものです。現地は形状変更しないため、隣接地への影響はないと思われることから許可相当と考えます。</p>
議長 10番 事務局	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
議長 10番 事務局	<p>一時転用の計画終了後の農地への復元の確認は事務局で行いますか。</p>
議長 10番 事務局	<p>はい。一時転用完了後には写真等が添付された完了届を受理することになっています。また、耕作の計画をするよう申請人へ伝えます。</p>
議長 委員 議長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
議長 委員 議長	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
議長 事務局 議長 5番	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、5番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>6月23日に現地確認を行いました。申請地は県道日高川島線を田波目方面に進み、西坂戸団地自治会の看板を左折し、200mほど進むと左手にあります。現況は1mほどの高台で50cmほどの雑草が生えています。</p>
議長 事務局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>本件は農振農用地の除外から計画されているものです。今年の5月に除外され今回の申請に至っております。申請人は現在、借家で生活をしており、子どもが大学生、高校生となり生活するうえで手狭になってきたため、相続で取得した農地に住宅建築を計画しています。農地区分は第1種農地ですが、近隣に宅地が隣接していることから集落接続要件として許可見込みありと考えます。</p>

議 委 議	長 員 長	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
委 議	員 長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
議	長	<p>日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第4議案第20号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局 議 事 務 局	議 長	<p>〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請人の状況ですが、土地所有者は会社役員の方で行為者は現在、無職であります。過去に市内で店舗を構え、販売をしていたとのことです。申請地は巾着田南側のログトイレの近くに位置します。現況は休耕地で自己保全をしています。計画内容といたしましては、9月の曼珠沙華開花時期に地域活性化のために地元の農畜産物を販売するため店舗用地として使用することです。形状変更は行わないため、周辺に影響はないと思われま。</p>
議 委 議	長 員 長	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
委 議	員 長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
議 事 務 局 議 5 番	議 長	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、5番、申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は日高アリーナ前の都市計画道路を田波目方面に向かい、一般廃棄物最終処分場の信号を直進し、200mほど進み左手にあります。</p>
議 事 務 局	議 長	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 本件は農振農用地の除外から計画されているものです。今年の5月に除外され今回の申請に至っております。申請人の会社の経営上でこれまでは秩父方面に仕事が多かったため、現在は秩父市内に駐車場用地を借りています。現在及び今後は、東京方面の仕事が集中するため、また、本社も日高市内、従業員も多くが日高市近隣に住んでいることもあり、連絡体制や移動コスト等を考え、駐車場の敷地拡張の計画をしたものです。農地区分は第2種農地で必要性があるため、許可見込ありと考えます。</p>
議 委	長 員	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません</p>

議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 長	事務局より3番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	土地所有者は農業者です。申請人は主に JR の工事を請け負う建設会社です。申請地は、県道川越日高線の武蔵高萩駅入り口の西側に位置するガソリンスタンドのある交差点を北側に進み、鎌倉街道踏切から 20m ほど西側に進んだところに位置します。現況は休耕地となっており、更地の状態でした。申請地前の線路敷地内で工事をするため、資材置場用地を探していたところ、地主から了承を得たため、今回の申請に至っております。 計画内容といたしましては、資材置場用地にするため、プラスチック製の敷板を並べて、その上に資材を置く計画となっております。雨水対策として敷板を敷き詰めずに間隔をあけることで敷地内処理をします。譲受人が過去にも同様の一時転用を行い、適正に履行していることや一時転用後、農地へ復元する見込みがあることから許可相当と考えます。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 長	事務局より4番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当、5番、申請地の状況について説明をお願いします。
5 番	申請地は、日高アリーナ前の都市計画道路を田波目方面に向かい、左手に申請人の駐車場があり、その駐車場の左奥に位置します。
議 長	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	本件は農振農用地の除外から計画されているものです。申請者は太平洋セメントが主な取引先であることから、昨年、当該申請地の隣に営業所を構えたところでした。昨年の圏央道県内全線開通により、日高市及び鶴ヶ島市周辺での需要が伸びることが想定されることから駐車場用地を拡張する計画となっております。農地区分は第2種農地となっており、事業用駐車場として敷地拡張の必要性があるため、許可見込ありと考えます。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません

議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 長	事務局より6番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当、10番、申請地の状況について説明をお願いします。
10 番	6月21日に現地確認を行いました。申請地は栗坪の岡村記念クリニックの東側の奥に位置します。現況は梅林で草刈りをして管理をしている状態でした。
議 長	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	本件は農振農用地の除外から計画されているものです。申請人は現在、借家で生活しておりますが、子どもの誕生に伴い、生活スペースが手狭となってきたことや親の老後の支援をしていくことを考え、申請人の妻の親の所有する土地に住宅建築を計画したものです。農地区分は第2種農地であり、土地の選定に対する代替性がないことから地縁住宅で許可見込みありと考えます。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 長	日程第5 議案第21号 農業振興地域整備計画の変更について
事 務 局	日程第5 議案第21号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
議 長	〈説明〉
委 員	お手元の議案・資料をご覧ください、質疑がございましたらお願いします。
議 長	ありません。
議 長	何かご意見ございましたら7月8日までに事務局までご連絡ください。
議 長	日程第6 専決処分の報告について
委 員	日程第6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。
議 長	ありません。
議 長	以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印